前年度分過大過少額（次の算式により算定した額をいう。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

A × 0.75 + B − C

算式の符号

A　前年度の5月、8月、11月及び2月に譲与された地方法人特別譲与税の額の合算額

B　平成28年度において減収補填債として発行された地方債のうち地方法人特別譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

C　前年度における前号の額

三　平成二十九年改正前の省令附則第十九条の五第一項第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成二十九年改正前の省令附則第十九条の五第一項第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［略］

［2～5　略］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.3 × A + 0.2 × B + 0.1 × C + 0.1 × D + 0.1 × E + 0.1 × F + 0.1）× 0.776 0.3 × A、0.2 × B、0.1 × C、0.1 × D、0.1 × E及び0.1 × Fに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによって算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。） 算式Ⅰ A = {a − b −（α + β + γ）} ／ {b ×（− 0.156）} {a − b −（α + β + γ）} ／ bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号

前年度分過大過少額（次の算式により算定した額をいう。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

A × 0.75 + B − C

算式の符号

A　前年度の5月、8月、11月及び2月に譲与された地方法人特別譲与税の額の合算額

B　平成27年度において減収補填債として発行された地方債のうち地方法人特別譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

C　前年度における前号の額

三　平成二十八年改正前の省令附則第十九条の五第一項第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成二十八年改正前の省令附則第十九条の五第一項第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［同上］

［2～5　同上］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.3 × A + 0.2 × B + 0.1 × C + 0.1 × D + 0.1 × E + 0.1 × F + 0.1）× 0.852 0.3 × A、0.2 × B、0.1 × C、0.1 × D、0.1 × E及び0.1 × Fに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（0.3 × A + 0.2 × B + 0.1 × C + 0.1 × D + 0.1 × E + 0.1 × F + 0.1）× 0.852に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによって算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。） 算式Ⅰ A = {a − b −（α + β + γ）} ／ {b ×（− 0.153）} {a − b −（α + β + γ）} ／ bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号